



各 位

平成 28 年 5 月 16 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代 表 者 名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQコード・6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 03 - 3449 - 3939

平成 27 年 10 月 22 日付改善状況報告書提出後の改善措置の実施・運用状況について

当社は、平成 27 年 4 月 8 日に東京証券取引所へ提出した「改善報告書」におきまして、当社の適時開示体制に関する改善措置を記載させて頂きました。その後、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を平成 27 年 10 月 22 日に東京証券取引所に提出いたしました。同改善報告書に記載した改善措置のうち、必ずしも完全な形で実施できなかった事項がございました。今般、当該事項について、運用の継続が確保されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 改善措置における未実施事項の運用状況等

平成 27 年 10 月 22 日付「改善状況報告書」におきまして、以下の項目につきましては、「改善報告書」に記載した改善措置が必ずしも完全な形で実施されておらず、今後の実施方法について、同報告書の下記それぞれの項目で記載いたしました。

- (1) セミナー等への参加による理解の向上
- (2) 業務フローの作成
- (3) 中途採用の活用等による社内体制の整備
- (4) 特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置

上記各項目について、改善措置の概要および実施状況を、以下ご説明いたします。

- (1) セミナー等への参加による理解向上(改善状況報告書5.再発防止に向けた改善措置実施・運用状況(1)(a)ロ.セミナー等への参加による理解向上)[同報告書13頁]

東京証券取引所及び、その他外部機関が不定期に開催する研修等に参加いたしました。参加状況は下記のとおりです。

また、当初は管理部内全員が適時開示を行える体制づくりを計画しましたが、管理部内における業務分掌が経理財務、人事総務等に分かれており、それぞれ主業があるため、まずは管理部長と IR 担当者において適時開示業務に関する理解と知識の向上を図ることとし、人事総務を除く他の管理部職員につきましては、平成 28 年 4 月を目途に適時開示業務が行えるよう外部研修の参加、社内研修を継続して行い、併せて経過報告の開示を行います。現時点におきましては、管理部にて統一した認識と理解ができるように、管理部長及び IR 担当者が外部セミナーにて受講した研修内容及び研修時の資料をファイリングすることで管理部内にて情報共有を図っております。さらに、管理部長不在時においても管理部 IR 担当職員により適時開示がおこなえるよう、セミナーの復習はじめ、社内にて過去の開示事項をケーススタディとした開示事項の把握と理解を深めております。通常業務におきましても、実際に開示する資料の作成、東京証券取引所への報告、TDnet の登録までを行えるよう IR 担当者の人材育成を実施しており、決定事項、発生事項等につきましては適時開示資料の作成等を行っており、こうした定型的な適時開示業務は行えるようになりました。しかしながら、過去の適時開示に対する経過報告等定型外の適時開示業務については IR 担当者単独での資料作成までは行えておりません。このように現時点では IR 担当者の知識習得途上ではありますが平成 28 年 1 月を目途に管理部にて管理部長以外の IR 担当者につきましても適時開示が行えるようにいたします。まずは管理部長と IR 担当者が適時開示を正確に行えるよう改善をいたしますが、段階的に人事総務を除く管理部職員が適時開示を行えるよう業務に取り組んでまいります。今後につきましても、東京証券取引所及び、その他外部機関が不定期に開催する研修には積極的に参加を行い、適時開示に関する正しい理解と認識及び、開示事項に関する知識の習得を目的に、管理部職員(IR 担当者)が決定事実及び発生事実につき会社情報適時開示ガイドブックを参考に開示資料の作成から開示までの知識を得るまでは社内において月 1 回の適時開示、情報管理に関する研修も実施し、その後も定期的な研修を行います。

〔実施・運用状況〕

社内における研修につきましては、平成 27 年 11 月以降平成 28 年 3 月末までに 5 回開催しております。開催時期及び研修内容につきましては下記のとおりとなります。

社内研修実施状況

開催日程	具体的な研修内容	参加者
平成 27 年 11 月 19 日	東京証券取引所における適時開示研修（実務編）における研修内容の復習、会社情報適時開示ガイドブックを使用し、当社が過去開示遅延となった事業譲渡、特別損失発生等に対する開示基準の確認及び具体的な開示資料の作成	IR 担当者 経理課長
平成 27 年 12 月 18 日	会社情報適時開示ガイドブックを使用し、当社及び子会社における決定事実、発生事実（各 5 件）を想定した開示基準の確認及び開示時期の再確認	IR 担当者 経理課長
平成 28 年 1 月 21 日	会社情報適時開示ガイドブックを使用し、当社海外子会社における為替差損、差益発生における営業外利益、損失を想定した開示基準の確認及び開示時期の再確認	IR 担当者 経理課長
平成 28 年 2 月 17 日	第三社割当により調達した資金について、開示している内容以外に調達した資金を充当する場合の事前開示及び過去開示した資料からの開示すべき内容の確認	IR 担当者 経理課長
平成 28 年 3 月 8 日	定型外における適時開示、経過開示等、会社情報適時開示の意義を再確認し、当社が過去開示してきた内容から、係争中の案件等、今後その結果について遅延なく開示すべき事項の確認	IR 担当者

当社管理部における IR 担当者は、適時開示における外部機関が不定期に開催する研修等への参加実績がなく、知識の向上を図る機会を設けておらず当社は過去において事実と異なる情報公開を行い、また、開示すべき時期に適切な開示が行えていない状況にありました。これらのことを反省し、適時開示の意義を正しく理解し適切に開示業務を行うため、外部機関が実施する研修、セミナーへの参加はもとより、社内におきましても毎月定期的に適時開示業務に関する社内研修制度を設け実施してまいりました。改善状況報告書提出後に実施した社内研修内容につきましては当社において今後、決定又は発生が想定される開示事項を抽出し、実際に会社情報適時開示ガイドブックを使用して開示基準、開示時期の確認を行い管理部 IR 担当者の適時開示の理解、知識の向上を図りました。また、定型的な適時開示に限らず過

去に適時開示した情報に関する経過開示、さらに、ファイナンスによる資金調達について当初の資金使途又は、支出時期について変更が生じた場合は必ず事前に資金使途変更、支出時期変更の適時開示を行うことを社内研修にて再確認しています。これは、過去当社における杜撰な資金管理の反省から資金管理を行う管理部長をはじめ、管理部 IR 担当職員、経理課長において、厳格に管理運営を行うため当社の不適切開示の実例を基に研修を行っているものです。

このように、従前の管理体制が脆弱であり知識の乏しさから招いた過去の反省から開示遅延、事実と異なる開示を防止するため、今後も定期的な社内研修を開催してまいります。

また、社内研修を経て IR 担当者による開示資料の作成、適時開示も下記の通り行っております。

公表日	開示内容
平成 27 年 11 月 2 日	子会社の代表取締役社長の異動に関するお知らせ
平成 27 年 11 月 12 日	営業外損失及び特別損失の計上に関するお知らせ
平成 28 年 2 月 8 日	当社に対する控訴に関するお知らせ
平成 28 年 2 月 10 日	営業外損失及び特別損失の計上に関するお知らせ
平成 28 年 4 月 14 日	第三者割当による第 7 回新株予約権発行に係る払込完了に関するお知らせ
平成 28 年 5 月 2 日	子会社における役員の異動に関するお知らせ

当社管理部 IR 担当者は、社内研修により習得した知識を日々の業務を通して実践しており、実践することでさらなる理解と知識の向上が図れるものと考えております。このように IR 担当者は管理部長に依存することなく単独で適時開示業務を行えるよう継続して業務に取り組んでまいります。

- (2) 業務フローの作成(改善状況報告書 5.再発防止に向けた改善措置実施・運用状況(1))
(c) イ.業務フローの作成) [同報告書 17 頁]

「決定事項」、「発生事項」とともに、開示に至るまでの業務フローが未整備であったため、平成 27 年 4 月下旬に業務フローを新たに作成し、その後修正を加え平成 27 年 8 月 3 日に正式に確定いたしました。具体的には、「発生事実」と「決定事実」別に関示までのフローを明文化し、業務フローの作成により開示にいたるまでのプロセスが明確になりました。また、営業利益(損失)、営業外利益(損失)、特別利益(損失)につきましては、会社情報適時開示ガイドブックにおける当社決算数値に合わせた開示基準における判定ファイルを作成したことにより、判定ファイルを使用した開示基準の確認、さらに、外部専門家との連携による開示内容に対する考え

方の確認業務を加えました。これにより、管理部 IR 担当職員がフロー図に基づき開示作業を進めることで、平成 28 年 1 月を目途に管理部長不在時においても管理部 IR 担当職員が適時開示資料を作成し、代表取締役へ報告、または、取締役会における機関決定後、適時開示を行うことが可能となります。開示までの詳細な業務フロー図につきましては、本報告書最終ページに記載させていただいております。また、既に管理部長管理下のもと管理部 IR 担当職員が業務フローを使用した運営を行っており、このように、運用上ではありますが業務フロー整備による成果はあるものと判断いたしております。

〔実施・運用状況〕

当社は、改善措置前において適時開示業務における業務フローが確立されておりました。そこで当社は改善状況報告書の提出時点において業務フロー図を作成し運用を開始いたしました。

業務フロー図を作成したことにより、当社管理部 IR 担当者において「決定事項」、「発生事項」の開示に至るまでのプロセスについて確認を行いながら運用をいたしております。従前は業務フロー図も存在せず管理部長のみが開示の判断を行い開示資料の作成を行っていた状況でしたが改善措置における業務フロー図作成、運用を実施したことで IR 担当者の意識改革にもつながり厳格に運用しています。また、運用実績としましては、当社が平成 27 年 11 月 12 日、及び平成 28 年 2 月 10 日にそれぞれ公表しました「営業外損失及び特別損失の計上に関するお知らせ」につきましては、会社情報適時開示ガイドブックにおける当社決算数値に合わせた開示基準における判定ファイルを使用し、IR 担当者が開示資料を作成しています。このように管理部長以外の IR 担当者による開示資料作成も行われており管理部長不在時にも適時開示を実施する体制の整備が完了しており、引続き業務フロー図の活用を行い運用してまいります。

- (3) 中途採用の活用等による社内体制の整備（改善状況報告書 5.再発防止に向けた改善措置実施・運用状況（2）(b) イ.社内体制の未整備に関する改善措置）〔同報告書 18 頁〕

現行の管理部は、IR 担当 2 名、システム管理 1 名、人事総務 1 名、経理 3 名の合計 7 名体制です。IR 担当の充実を図り 3 名体制にて運営するため、社内の人事異動により平成 27 年 3 月 20 日に IR 専属の担当者を 1 名配置し現在は管理部長と管理部 IR 担当職員の 2 名で運営しております。不足する 1 名の人材確保を図るため、平成 27 年 4 月より人材派遣会社、人材紹介会社に対し、上場会社勤務経験のある IR 担当者 1 名の採用を行うため手配をいたしましたが、求人少なさと、条件不一致等により、現時点におきまして未だ採用に至っておりません。本

件につきましては、継続して採用活動を実施し、平成 27 年 11 月までに新たな人員が確保できない場合には、社内人事異動により管理部 IR 担当職員を増強し、遅くとも平成 27 年 12 月を目途に 3 名体制にて運営を実施いたします。

〔実施・運用状況〕

改善措置以前における当社管理部の適時開示業務に従事する職員は管理部長のみであり、適時開示資料の作成、開示までを 1 名で行っており、管理部長不在時は対応が遅れ開示遅延等が発生し不適切な開示が繰り返されてきました。このような状態を改善するため、当社は平成 27 年 12 月を目途に管理部 IR 担当職員を 3 名体制に増員し運営を目指しました。IR 担当職員（経験者）の人材を外部に求め正社員および派遣社員の募集も行いましたが、求職者の応募自体も少なく、また、面接まで実施した求職者もありましたが当社の採用条件と求職者の要望が合致せず人材の採用には至らず、結果平成 27 年 12 月時点で IR 担当職員 3 名体制は達成できませんでした。また、平成 27 年 12 月の段階で社内およびグループ会社からの人事異動による管理部 IR 担当の増強を検討しましたが、検討の結果、平成 27 年 12 月時点における当社管理部内職員は管理部長および IR 担当者を除き、経理 4 名、総務人事 1 名、内部監査 1 名と分業体制が構築されており、総務人事、内部監査から人事異動を行うと決算開示体制と、内部監査体制に影響がでるため、当社管理部内からの人事異動は断念しました。外部への人材募集は継続して行っておりましたが、上場会社における適時開示業務経験者の応募は無く、併行して進めていました当社グループ内からの転籍による人員確保の検討において、管理部業務に従事可能な職員を選定し面談した結果、平成 28 年 3 月 1 日付で当社 100% 子会社である SOLASIA HOLDINGS 日本支店管理部に所属している人員 1 名を当社管理部に転籍させることで 3 名体制を構築することにいたしました。転籍対象者を選定した理由につきましては、SOLASIA HOLDINGS 日本支店の管理部所属のため常に当社と情報共有を行っており、当社管理部門における業務に抵抗なく従事することが可能と判断したこと、また、本人とも面談を実施し当社管理部における業務説明を行い相互に確認、理解をしたことにより当社に転籍しています。既に当社が平成 28 年 3 月に開催しました社内研修にも参加しており、当初予定より 3 ヶ月遅れましたが管理部 IR 担当 3 名体制は構築しております。

- (4) 特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置（改善状況報告書 5.再発防止に向けた改善措置実施・運用状況（3）①特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置）〔同報告書 20 頁〕

当社は、本改善状況報告書項番 4 に記載しました特別損失計上に関する社内調査委員会より、平成 27 年 5 月 25 日付で調査報告書を受領いたしました。当該調査結果

によりますと、今回の特別損失の計上につきましては、当社元代表取締役である宮嶋淳氏及び、元取締役である田口伸之介氏両名が、当社取締役会に対し重要な契約に関して契約締結前に重要事実の開示を行わなかったことにより発生した特別損失であり、両名に対し善管注意義務違反が認定されております。また、当該調査報告において調査委員会から当社取締役会に対し次のとおり提言がありました。

なお、本調査報告書の詳細につきましては、当社が公表しました平成 27 年 5 月 25 日付「特別損失発生に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせ」をご参照願います。

【調査委員会からの提言】

- a.重要な契約締結時は事前に文章で助言を受けることを社内規程に盛り込む
- b.担当役員は他の取締役に対し契約上の重要事実について、弁護士への確認も踏まえ説明することを社内規程に盛り込む
- c.社内規程において、契約上のリスク、将来リスクとなり得る事項を取締役全員が共有するためのプロセスの規定

【実施状況】

上記 a.b.c の本提言につきましては、当社の従前における取締役会において全ての情報が開示されていないことによる契約内容の認識不足、また、契約内容の開示が不完全であることによりリスク要因が把握できていない状況であることを踏まえて行われたものです。当社は、本提言を受け、当社の社内規程を改めて確認したところ、社内調査委員会からの提言で示された重要な契約締結における契約内容、リスクの確認及び全取締役の情報共有については、現状の取締役会規程にて網羅されていると判断したため、規程の改訂は行わないこととしました。即ち、当社取締役会規程において、代表取締役が必要と認めた事項については、取締役会への付議が必要となっております。そのため、外部との重要な契約締結につきましては、必ず取締役会にて決議が必要となり、実際の運用においても、締結予定の契約書は全て取締役会に提出され審議をしております。なお、当社におきましては、代表取締役田中英雄、社外取締役若尾康成及び社外監査役藤川浩一の 3 名が弁護士であり、加えて社外取締役鼓昭雄は税理士であることから、契約上のリスク、会計上の考え方等につきましては、取締役会にて十分協議ができるものと考えております。このように、調査委員会からの提言につきましては、当社取締役会規程における決議事項及び細目を遵守することで対応しております。

このような対応につき本提言をされました二重橋法律事務所川村一博弁護士、当社常勤監査役益田康雄からも問題ないとの評価をいただいておりますが、同時に、契約締結業務を行う管理部門の担当役員から取締役会に対する情報提供の手続きの詳細を運用基準として明文化しておくことが望ましいとの見解が出ております。また、本提言につきましては、現時点における当社役員に限らず、今後当社役員変更後に

も対応できるように本提言を明文化した内規を平成27年12月までに作成することで管理徹底をまいります。

〔実施・運用状況〕

改善措置以前の当社は、一部の取締役が情報を管理している状態であったことから取締役会において情報共有が行われておらず正確な情報が伝達されておりました。

そこで、当社は、社内調査委員会が認定しているとおり、当時の元代表取締役および元取締役らによる当社取締役会に対する重要事実の開示を行わなかったことにより発生した特別損失につきまして同じ過ちを繰り返さないために、当時の社内調査委員会のメンバーである二重橋法律事務所川村一博弁護士からの意見を踏まえ、当社における『重要な契約締結に関する規程』を新たに作成し、平成27年12月22日開催の当社取締役会において規程新設の意義を十分に審議したうえで、決議を行い同日付けで承認可決されております。

規程の詳細につきましては、以下のとおりです。

- ① 重要な契約（借入、保証、引受、新株予約権発行、新株式発行、その他経営上重要と認識される全ての契約行為）について、契約締結前に契約締結予定の書面を弁護士、会計士、その他必要に応じて外部専門家へ契約内容、契約上のリスク確認につき、文章で助言を得る。
- ② 重要契約締結にあたり、担当役員は他の取締役、監査役に対して契約上の重要事実及び契約上のリスクについて取締役会で全役員に契約内容が理解できるよう口頭の説明に加え関係資料を提出して説明を行う。
- ③ 当社取締役会における重要契約締結の審議について、法律上の要件、会計上の要件等、重要事実について認識の相違（誤った説明）を回避するため、説明補助として外部専門家を招聘することができることとする。

このように、当社における重要な契約行為につきましては必ず取締役会で契約内容の確認を行い、契約内容について全役員からの意見を徴求しています。また、契約締結予定の契約書は全て取締役会に提出したうえで審議を行っております。さらに、取締役会に上程され審議した契約書につきましては可決、否決を問わず全て取締役会議事録と併せ審議資料として格納しており、四半期決算ごとの監査法人による取締役会議事録の確認を受けております。今後につきましても、継続して運用をまいります。

II. 改善措置の実施、運用状況についての評価

当社は過去、当社における適時開示体制において元代表取締役が事実を歪曲して捉えて当社にとって都合の悪い情報を開示しないという誤った判断をしたほか、適時開示基準を正しく把握していなかったこと、及び適時開示に係る業務フローが未整備だったこと、他

複数の要因により発生した本件不適切開示について、その原因究明と再発防止に向けて、真摯に取り組んでまいりました。

改善報告書に記載した改善措置を着実に実施するとともに、現在の代表取締役である赤尾伸悟、同じく代表取締役で弁護士の田中英雄をはじめ全役員においてコンプライアンス経営の重要性を再確認し、意識改革を図っております。また、一部の役員のみが情報を管理しているという過去の悪しき企業風土を改善し取締役会において全役員が情報共有を図っております。加えて、今回ご報告した上記未実施事項についての改善措置のほか、すでに改善状況報告書にて実施したことをご報告した事項につきましても、現在に至るまで継続的に実施、運用を行っており、今後、二度と同じ過ちを繰り返さぬよう全社一丸となって改善報告書記載の改善措置を継続して運用を行ってまいります。

最後になりましたが、当社の杜撰な管理体制により多くの株主、投資家、市場関係者および利害関係者に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げ、関係各位および証券市場の信頼回復に鋭意努力してまいります。

以 上